

非上場株式の評価、大きく変わります！

～ 国税庁が見直しの具体案を公表 今おさえておきたいポイント ～

2026 年 8 月末現在

 評価額が大きく上がる可能性大

 2028 年 1 月からの適用を目指す方針

経緯：なぜ今、見直しなのか

非上場株式の相続税評価をめぐっては、会計検査院が令和 5 年度決算検査報告（2024 年 11 月）で「評価方式間の差を利用した節税策がある」などの課題を指摘したことがきっかけとなりました。これを受けて国税庁は 2026 年 4 月に有識者会議を設置し、5 回にわたり議論を重ねてきました。そして 8 月 20 日の第 5 回会合で、見直しの具体的な方向性（たたき台）が初めて示されました。自社株の評価額は相続税・贈与税の負担に直結するため、要点をコンパクトにまとめました。

1 何が変わる？ 見直しの全体像

項目	現在のしくみ	見直し後（案）
会社の規模区分	大・中・小会社で計算方法が異なる	規模区分を廃止し、共通ルールで評価の予定
類似業種比準方式	上場株価をもとに計算する現在の主要方式	「存置は困難」と明記され、廃止の方向へ
純資産価額方式	会社を清算した場合の時価を元に計算	資産管理会社等の特例的な評価へ
新方式（残余利益方式）	－（現在はなし）	簿価純資産＋超過収益の数年分 主軸の候補として提示の予定
配当還元方式	少数株主向けに配当額をもとに低めに評価	制度は存置し、適用範囲・計算基準を見直す方向へ

2 新方式「残余利益方式」ってどんなイメージ？

$$\text{評価額} = \text{簿価純資産} + \text{超過収益の現在価値（数年分）}$$

- ① 簿価純資産（帳簿上の純資産額）を確認する
- ② 過去数年分の当期純利益から、役員退職金や特別損益など一時的な要因を除いた「正常利益」（会社本来の収益力を示す利益）を求める
- ③ 簿価純資産 × 還元率（＝会社に通期待される年間の収益率。上場株式の期待収益率等を参考に CAPM＝資本資産価格モデルで算定する案）で「期待利益」を求め、②の正常利益と比べる
- ④ その差額（残余利益）を数年分（有識者からは 5 年分がよいとの意見）、現在価値に割り引いて加算・減算する

 収益力が還元率を上回る会社は評価額が純資産より高く、下回る・赤字の会社は純資産より低くなる仕組みです。

3 うちの会社は影響ある？

- ✓ 収益力が高い会社（利益が安定的に多い会社）→ 評価額が上がる可能性も
- ✓ 会社規模が大きく類似業種比準方式で低めに評価の会社 → 規模区分廃止で上昇しやすくなる可能性も
- ✓ 役員退職金・含み損計上等で株価を一時的に下げる対策を予定している会社 → 効果が薄まる可能性も
- ✓ 従業員持株会・少数株主がいる会社 → 配当還元方式見直しにより影響を受ける可能性も

4 今後のスケジュール（見込み）

● 2026年秋頃～2027年度末頃：有識者会議で方向性を取りまとめ、税制改正大綱に反映される見込みです。

🎯 【適用開始の目安】2028年1月以降の相続から適用を目指す方針（2027年度税制改正大綱に反映見込み・未確定）

※ 内容・時期とも2026年8月末時点では未確定です。今後の会合を通じて変更される可能性があります。

5 事業承継税制の期限

🕒 現行の事業承継税制（納税猶予）の期限

特例承継計画の提出期限：2027年9月30日／贈与・相続等の実行期限：2027年12月31日
（延長なしの予定）

評価見直しの適用は2028年1月以降の相続からを目指す方針（未確定）。現行制度を使える期間と見直し時期が近づいているため、現行の制度を導入予定の方は早めのご検討および準備をおすすめします。

✓ まずは「現状把握」から始めましょう

「今の自社株評価額」と「事業承継の進め方」を早めに確認しておくことが、変化に備える一番の近道です。ご不明な点はお気軽に当事務所担当者までご相談ください。

税理士法人 税制経営研究所

INSTITUTE OF TAX&MANAGEMENT GROUP

 <http://www.zeiken.org>

東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2F 03-3359-4731

埼玉県川越市郭町1丁目7番24号 税研ビル

049-223-1259

